

令和5年1月11日

組合員 各位

事務局 澤井

### 自動車特定整備認証取得について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合運営に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、標記につきましてご案内いたします。

組合はすべての組合員様に特定整備認証の取得を支援いたします。

まずは、第一に認証取得の課題として、認証申請をした場合「認証取得」までに日数を要することに注意しなければなりません。

例：令和3年12月申請 → 令和4年8月取得 となっています。

すでに分解整備認証を取得している場合においても、電子制御装置整備認証の取得は現実的にこのような混乱状態です。

実際このように、申請してから8か月後に取得できたという報告を受けています。

例えば、令和5年2月に申請しても10月の取得と言うことです。

そして、分解整備認証を取得していない組合員様の場合、電子制御装

置整備認証の取得は、さらに時間を要することになります。

なぜならば、大きな理由として、現地確認が必要であるからです。

現地確認は、運輸支局の担当者2名が行います。また、振興会の担当者も立ち会います。双方の日程上の都合も関係します。

つまり、現地確認を行う必要がある組合員様の場合、支局を含み人数に限りがある為、多くの申請に対応できないことが予想されます。

ちなみに、組合員だけでも70社以上、員外まで含めるとその倍以上の申請があると考えられます。

現地確認は、仮に2月～9月までの8か月間において、仮に一か月間で9事業所として72事業所と言うことです。つまり、未申請の組合員様を70社と予測すると2月から申請しなければなりません。

そこで、2月～9月までの申請日程を事前に把握し、運輸支局・振興会様のご協力を得られるようにしたいと思います。

但し、弊組合の要望通りに協力が得られるとは限らない、実情であることをご理解願います。

それでは支局の現地確認を優先的に対応してもらうために、組合員様の申請される日程などを別紙にご申告ください。

別紙、組合員様の希望日に併せて受付対応させていただきます。

なお、本申込みは先着順とさせていただきますので、予めご理解・ご了承ください。 **但し、申込期限は令和5年1月末日と致します。**

尚、本申込みがない場合は、申告された組合員様を最優先に対応させていただきますことをご承知おき下さい。

### 【特定整備の認証について】

- ・パターン1．従来の分解整備
- ・ **パターン2．電子制御装置整備**
- ・パターン3．従来の分解整備 + 電子制御装置整備

よって、最低限パターン2．を取得する必要があります。

#### ※作業場寸法基準（普通乗用の場合）条件

間口・・・2．5m 奥行・・・6m です。

（床面は平滑であること）（車両置場が同一敷地内であること）

#### ※必要な工具ならびにファイネスについて

- ・水準器・整備用スキャンツール・・・各自で用意する事
- ・ **ターゲットなどの専用器具・・・車体組合よりレンタル可能**
- ・ **自動車運航装置の点検・整備に必要な技術情報（ファイネス等）**

## 【ファイネスを利用する手続きのご案内】

※振興会会員は、入会金：13,200円 月額：1,650円

※会員外は、 入会金：38,500円 月額：6,600円

※車体組員は、入会金：38,500円 月額：4,950円

従って、組員様には「振興会に加入」されることを推奨します。

具体的に、入会金の差額は、25,300円、月額の差額は3,300円です。

一方、振興会会員の入会金は、30,000円 月会費は1,500円です。

このように断然、振興会会員がお得です。その他様々な会員メリットが受けられます。

尚、振興会への加入に関し、車体組合事務局 澤井にお尋ねください。

※組員様の特定整備認証申請希望日の申込期限は  
令和5年1月末日と致します。

## 【特定整備認証申請希望日】

※希望月を2つ選択し、○を記して下さい。

支 部 名		組 合 員 名	
※特定整備認証を以下のいずれかの 月内に申請します。			
2月	3月	4月	
5月	6月	7月	
8月	9月	いつでも良い	

組合事務局 F A X 番号

0 5 8 - 2 7 0 - 0 8 2 1